

## 国際経済ガバナンス——G5, G7, G8, G20

前回講義で議論したように、国際経済の規制に関する制度的枠組みとして、たとえば IMF・IBRD・WTO のような国際機構があり、投資分野における条約ネットワークがある。また、金融分野におけるバーゼル委員会のような非法的枠組みも存する。

この最後のものと類似しつつ、多少異なるのは、(必ずしも正確ではないが)「先進国サミット」とも言われる G5, G7, G8、さらには新興国を加えた G20 である。以下の文献を読み、このような枠組みの概要を把握した上で、次の問について考えてくること。

- これらの枠組みは何らかの法的基礎を有するか。あるいは、法的拘束力ある成果物を生む権限を有するか。
- そこで「決定」されたことは、どのようにして「履行」されるのか。
- 先進国だけを集めるのなら OECD があるが、なぜ別の枠組みが必要なのか。
- なぜ国連のように普遍性を確保しないのか。「民主主義」の観点から問題はないのか。

以下の各文献には学内ネットワークからアクセスできる。[学外からも利用できる](#)。

### 課題文献

- 中林伸一「G20 の展開」[国際問題](#) 618 号 (2013 年) 17 頁。
- Ina Gättschmann, “Group of Eight (G8)”, [Max Planck Encyclopedia of Public International Law](#) (updated March 2013).
- Jan Wouters & Dylan Geraets, “The G20 and Informal International Lawmaking”, in Ayelet Berman et al., eds., [Informal International Lawmaking: Case Studies](#), The Hague, Torkel Opsahl Academic EPublisher, 2012, p. 19. (この文献のみ、学内外関係なく上記リンク先からダウンロード可。)

### 参考文献

- Jan Wouters & Thomas Ramopoulos, “The G20 and Global Economic Governance”, [Journal of International Economic Law](#), vol. 15, 2012, p. 751.
- Sungjoon Cho & Claire R. Kelly, “Promises and Perils of New Global Governance: A Case of the G20”, [Chicago Journal of International Law](#), vol. 12, 2012, p. 491.